

1.建物配置-海への眺望の確保+圧迫感の軽減-基準(素案)

■ 景観形成の方針=眺望景観・建築物等の景観形成に関する方針 (H18年度グランドプランより)

景観計画に定められた視点場からの眺望に配慮し、適正な規模、位置のまち並とします。また、圧迫感の少ない形態の工夫、自然調和素材等の使用により、海岸にふさわしい質の高いまち並みをつくります。

■ 景観形成の方針=海への眺めに関する方針

国道134号沿道から海が望める視点場及び通景を維持・保全します。

■ 地区別景観形成の方針 (H18年度グランドプランより)

A地区

- ・漁村のたたずまいにふさわしい地区環境、景観形成を図ります。
- ・海岸の自然景観と調和した地区景観を形成します。

B地区

- ・建築物等の高さの制限により、眺望景観や周辺の自然環境に配慮した地区景観の形成を図ります。
- ・地区外の視点場からの眺望を意識し、遠景に馴染む景観形成を図ります。

C地区

- ・景観の連続性を確保するためB地区と一体となった景観形成を図ります。

■ 地区別の基準

A地区

- ・道路等から建築物等を後退させゆとりある空間を創出する。角地や突き当りにはシンボリックな空間を創出する。(景観まちづくり条例に順ずる)

B地区

- ・国道134号側5m以上。
- ・その他道路側1m以上。
- ・隣地側2m以上。(全て適用除外有り)

C地区

- ・無し



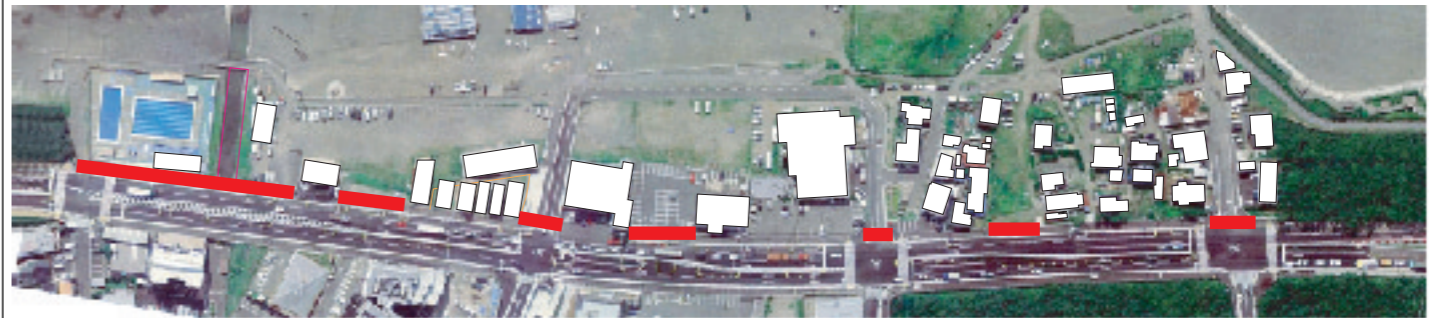
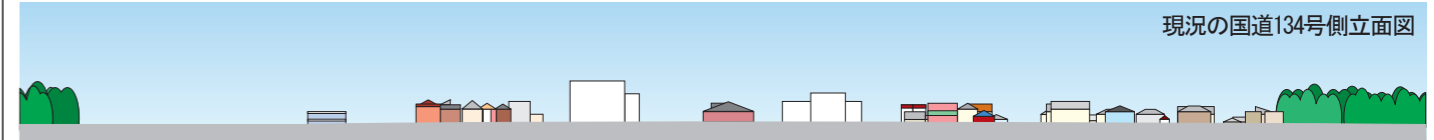
2. 考え方

海への眺望の確保が必要です。

地区内の高度利用が進むと、下図のように私有地部分から海への眺望はなくなります。(下図はA地区で1m、B地区で2mの壁面後退を行った場合の想定図です。)

このため、海へ向かう道路やA地区内の未占用地・C地区の県有地など、公的な場所からの眺望を維持・保全することで、海への眺望を保ってゆく必要があります。

現在の海への眺望 赤印の部分が海への眺望が確保されている場所です。



将来の海への眺望予想 赤印の部分が海への眺望が確保されている場所です。



広々とした浜辺に対して圧迫感を与えない形態・意匠を考える必要があります。

開放的な相模湾に面する茅ヶ崎海岸は、大海原への広々とした景観をもっています。

海岸に隣接し、海岸への入り口にあたる場所では、来訪者に対して圧迫感を与えない形態や意匠を持つことが大切です。

